

令和7年5月28日更新

## 事業の許可等を受けたことを証する書類の写しについて

交付対象者（交付要件）の事業を営む上で、必要な許可・届出、その他交付要件について、対象となる書類・対象とならない書類についてまとめています。

### 【対象となる書類】

書類名
許可書
証明願
貨物軽自動車運送事業経営届出書
一般乗用旅客自動車運送事業の許可等に付した期限の変更通知書
認可書

### 【対象とならない書類】

書類名
一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請書
一般貨物自動車運送事業の事業計画変更届出書
一般乗用旅客自動車運送事業の許可等に付された期限の更新申請書
開業届
自家用有償旅客運送者登録証

支援金の対象になるかが分からぬ又は必要な提出書類等のご相談は、  
コールセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先（江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金事務センター）

電話番号：03-6364-6247

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日除く）